

あけぼのアート&コミュニティセンター 管理運営団体募集要項

1	施設の概要	1
2	あけぼのアート&コミュニティセンター開設までの経緯	1
3	管理運営の基本理念	2
4	申込資格	3
5	申込書類	4
6	選定基準	6
7	管理の基準	8
8	業務内容	8
9	利用料金に関する事項	8
10	管理運営に要する経費	9
11	管理運営期間	11
12	申込方法・スケジュール等	11
13	管理運営団体候補者の選定及び決定	12
14	協定の締結	13
15	公有財産貸付契約の締結等	13
16	参考 管理業務の計画書等を作成するに当たり参考になると思われる事項	14
17	参考資料	16

札幌市が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条にいう普通財産として所有している、旧札幌市立曙小学校跡の土地と建物を賃借し、「あけぼのアート&コミュニティセンター」として施設の管理運営を行う団体の募集を行います。

記

1 施設の概要

施 設 の 名 称	あけぼのアート&コミュニティセンター
施 設 の 所 在 地	札幌中央区南 1 1 条西 9 丁目 4 番 1 号
施設の設置目的	① 札幌の文化芸術の時代を拓く拠点に 美術館や音楽ホールで高名な芸術作品を鑑賞するにとどまらず、誰もが気軽に参加できる身近な文化芸術の振興に向けて、文化芸術団体等に活動の場を提供することを通じ、市民が質の高い文化芸術に親しむことのできる環境を充実させる。 ② 文化芸術が地域力を高める拠点に 文化芸術活動を媒介に、地域と地域外の力である文化芸術団体等とが協働することによって地域力を高める。 ③ 子どもも高齢者も暮らし続けられるまちの拠点に 都心部 4 小学校の統合でバス通学となったことにより、子どもが地域と関わる機会が少なくなっているという状況や、独り暮らしの高齢者が増加しているという、曙地区の特徴・課題に対応したソフト事業を展開する。以上により、「文化と芸術の薫りが街を元気にする拠点」を形成することを目的とする。
建 物 の 構 造 等	開設年月日：平成 21 年 11 月 23 日（昭和 26 年建築） 構造・規模：校舎棟 鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 3 階建 体育館 鉄骨造 地上 1 階建 敷地面積：6,785.07㎡ 延床面積：校舎棟 2,379.62㎡ 体育館 886.83㎡ 主要施設：長期利用貸室（校舎棟 2 階・3 階に 14 室）、一般貸出しスペース（体育館、校舎棟の中ホール、音楽室、交流室）、開放スペース（校舎棟の図書室）、グラウンド、駐車場（31 台分） ※詳細は仕様書を参照

2 あけぼのアート&コミュニティセンター開設までの経緯

(1) 「札幌市立曙小学校」の閉校と同校跡施設の活用方法検討

札幌市中央区・曙地区の中心に位置し、昭和 26 年の開校から半世紀以上にわたり地域の心のよりどころとなっていた「札幌市立曙小学校」は、少子化等の影響により児童数が減少したことなどを背景として、都心部の札幌市立創成小学校、札幌市立大通小学校、札幌市立豊水小学校の 3 校と統合されることとなり、平成 16 年 3 月をもって閉校となりました。

閉校後、旧曙小学校跡施設の活用方法を検討するため、有識者・地域住民・公募委員からな

る「曙小学校跡地活用検討会議」を設置し、議論を重ねるとともに、地域住民を含めた市民との意見交換などを行うことにより、平成 17 年 4 月に、「曙地区では、子どもやお年寄りはもとより、広く地域に暮らす人々、さらには地域外の市民が気軽に立ち寄り交流できる『場』づくりが求められ、『地域の心のよりどころとなる交流の場づくりから地域の活性化をめざす』という考え方とともに、3 に記載した 6 つの基本理念が示されました。

(2) 「札幌市文化芸術振興条例」の制定

札幌市では、さまざまな文化芸術をより気軽に楽しむことのできる環境をつくり、札幌市の魅力をさらに高めることを目的として、「札幌市文化芸術振興条例」（平成 19 年条例第 21 号）が制定され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されました。

札幌市文化芸術振興条例第 2 条では、次のとおり 3 つの基本理念が掲げられています。

ア 文化芸術活動を行う市民の主体性及び創造性を十分に尊重すること

イ 文化芸術活動が活発に行われるような環境整備を図ること

ウ 文化芸術の持続的な発展を促すため、人材の育成、文化芸術の発信・交流等の推進を図ること

市では、こうした理念を具体化する方策のひとつとして、市民レベルで盛んに行われているさまざまな文化活動の拠点となり、文化芸術を発信し地域とともに発展するような施設が必要と考えました。

(3) 「あけぼのアート&コミュニティセンター」の開設

市の内部組織として設置した「札幌市都心部小学校跡地等活用検討委員会」では、2- (1) や 2- (2) に記載した「考え方」や「施設の必要性」などを踏まえ、地域住民の代表者などとともに調整・検討を進めた結果、平成 19 年 11 月に、「文化と芸術の薫りが街を元気にする拠点」として「(仮称) あけぼのアート&コミュニティセンター」を開設することに決定しました。

施設については、用途や地域住民からの要望等を総合的に考慮して、校舎西棟を解体し、残る南棟及び体育館の改修・整備を行った上で再活用することになりました。

そして、平成 20 年度に西棟の解体、平成 21 年度に南棟及び体育館の改修・整備を経て、平成 21 年 11 月 23 日、「あけぼのアート&コミュニティセンター」がオープンしました。

なお、施設の活用期間については、20 年程度と想定しています。令和 12 年をもって 20 年となることから、令和 13 年以降の活用については、次期管理運営期間中に検討することになります。

3 管理運営の基本理念

施設の管理運営に当たっての基本理念は、「地域の心のよりどころとなる交流の場づくりから地域の活性化をめざす」という考え方に立ち、次のとおりとします。

管理運営に当たっては、1 に記載した施設の設置目的と、次の基本理念の実現に資する各種業務を実施してください。

(1) 地域の子どもの心を育てる居場所づくり

① 子どもの居場所づくり

② 子どもの地域教育力を高める場づくり

(2) 地域の高齢者の健康、生きがいを育む場づくり

(3) 地域の気軽な出会い、交流の場づくり

- (4) 広く開かれた活動、発表の場づくり
- (5) 地域の歴史、学校の歴史を継承する場づくり
- (6) 災害時のよりどころとなる防災の拠点づくり

4 申込資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者

オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月財務局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者

カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取消しを受けるなど、国有財産、公有財産である施設の管理運営を行うことについて、取消しや契約の解除等を受けてから 3 年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く）

キ あけぼのアート&コミュニティセンターの管理運営を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者

ク 札幌市の公有財産である施設の管理運営団体等の選定、決定の手続において、その公正な手続を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ケ あけぼのアート&コミュニティセンター管理運営団体選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体

コ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（地方税法第 59 条又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている者を除く。）

サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という）（※代表者においてはその構成員である者）

- (3) グループによる応募

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となることはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は、各構成団体について(2)及び(3)の資格が必要となります。

エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、管理運営業務の実施に伴い第三者

と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として連帯して責任を負うものとします。また、グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意した旨を記した書面（あけぼのアート&コミュニティセンターコンソーシアム協定書、様式1－3）を、他の申込書類と併せて提出していただきます。なお、当該書面の提出が遅れる場合は、別途ご相談ください。

5 申込書類（原則、A4サイズで統一してください。）

(1) 申込書（様式1）

※グループで応募する場合、申込書(様式1)とグループ応募構成書(様式1－2)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
4(1)	法人の場合		・法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
	法人格の無い団体の場合		・団体の規約及び構成員名簿
4(2)ア及びイ	法人の場合		不要
	法人格の無い団体の場合		・代表者の「身分証明書」 ・代表者の「登記されていないことの証明書」
4(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ			・4(2) ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケに該当しない旨の申立書（様式2）
4(2)コ	札幌市税	納税義務がある場合	・納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
	法人税、消費税及び地方消費税	納税義務がある場合	・納税証明書（未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・納税の猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
4(2)サ			・暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2-1）

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(3) 管理業務の計画書(様式3)

以下の点について盛り込んだものを作成すること。なお、作成に当たっては、仕様書に掲げ

る要求水準に留意のうえ、様式3に示す内容を含めること。

ア 施設の管理に係る基本方針、事業目標、平等利用確保の取組、地球温暖化対策及び環境への配慮に向けた取組等

イ 組織、人員体制（組織構成、職員配置計画、職員採用計画、勤務形態、勤務条件、人材育成・研修計画、労働関係法令の遵守に向けた対応、雇用環境の向上に向けた取組等）

ウ 業務運営計画書〔管理水準の維持向上、第三者への委託等（仕様書第3-2-(11)－ウを参照）の予定及び当該委託した業務の管理に関する事項、札幌市及び関係機関との連絡調整、財務管理、苦情対応、セルフモニタリング、評価等〕

エ 各業務の具体的な実施要領（維持管理業務計画、防災業務計画、ソフト事業計画（各種講座、講演会等）、貸館業務計画、利用促進計画、札幌市内の企業等の活用計画等）

オ 福祉施策に関する取組（障害者法定雇用率の達成状況、福祉施策への取組等）（様式3-1）

カ ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組（様式3-2）

(4) 管理に係る収支計画書（様式4）

※ 8-(2)に示すとおり、事業実施に伴って大幅な利益が生じた場合の還元についても提案していただきますので、事業を計画する場合には、当該還元額の見込み及び費用の配分についてそれぞれ考慮の上、収支計画を記載してください。

(5) 団体の経営状況を説明する書類等

ア 前3事業年度（令和4年度～令和6年度）の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分）

イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ 前3事業年度の売上高経常利益率、自己資本比率、流動比率、総資本経常利益率、売上高有利子負債比率を計算した書類（様式5。既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分。なお、提出を必要とする団体において、経理の方法等により提出が困難な場合には、その旨の申立書を提出してください）

エ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにあけぼのアート&コミュニティセンターの管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 定款又はこれらに相当する書類

イ 事業報告書又はこれらに相当する書類

ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

エ 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類

オ 現在のあけぼのアート&コミュニティセンターの運営団体が応募する場合は、あけぼのアート&コミュニティセンターの業務実績に関する書類

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(7) 提出部数、書式等

提出部数 15部（正本1部、写し14部）

※提出書類は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。

様式1～4については、製本したものに加えて、電子データ（ワード形式。様式2－1、様式3－2、様式4－1～4－5及び様式5はエクセル形式）を電子媒体(DVD)に保存し提出願います。ただし、ワード及びエクセル形式により難しい場合のデータフォーマットについては、札幌市と協議を行い決定してください。なお、手書きでの作成はご遠慮ください。

6 選定基準

管理運営団体候補者の選定は、以下の選定基準(配点)に基づく総合点数方式により行います。

(1) 利用者の平等な利用が確保されること。(10点)

ア 利用者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか

イ 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか

(2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(115点)

ア 施設の管理運営の基本方針が、施設の設置目的に合致しているか

イ 各業務を適正かつ効果的に行い得る統括運営が行われ、管理水準の維持向上が図られる統括管理業務計画となっているか

ウ 地域連絡協議会の設置・開催や地域行事への参加・協力を行うことなどにより、周辺類似施設、地域住民や施設利用者との連携・協働が図られ、業務水準の維持向上に資するような提案となっているか

エ 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、苦情対応の仕組み、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か

オ 施設の老朽化、冷房がないことなどを踏まえ、安全性や市民サービスの向上に結びつく提案がなされているか

カ 清掃業務、警備業務、保守点検業務など、施設の維持管理業務計画が適切であるか

キ 施設の防災・安全管理計画及び非常時の対応体制が適切であるか

ク 施設開設の目的及び管理運営の基本理念を達成し得る、効果的な貸館事業計画及び利用促進計画が提案されているか。施設利用条件等の設定が適切か

ケ 施設開設の目的及び管理運営の基本理念を達成し得る、効果的なソフト事業の計画が提案されているか

コ 管理業務計画書の各項目の内容は、それぞれに具体性があり、実行・実現の可能性が高いものとなっているか

サ 官公庁からの委託等に基づき施設の管理運営業務を良好に行った実績があるか。管理業務の計画書で提案するソフト事業等について、豊富で良好な類似業務の実績があり、安定した運営が期待できるか

(3) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(75点)

ア 団体の組織及び財務状況が健全であるか

イ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか

ウ 配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか

エ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か

オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か

カ 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組等の内容は適切か

キ 管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか

なお、当該項目は15点の配点を行うこととし、以下の評価方法により採点を行う。

支払賃金に関わる配点に関しては、様式4-4で記載した指定管理期間初年度の配置人数、計画時給額等に応じて以下のとおり採点する。※小数点以下の取扱いについては、別途定めること。

各配点＝15点×(各配置人数/合計配置人数)×((各計画時給額－北海道最低賃金)/(基準時給額－北海道最低賃金)) 記載項目分全てについて、各々計算し合計する。

なお、(計画時給額－北海道最低賃金)/(基準時給額－北海道最低賃金)が1を超える場合は、当該部分を1として計算すること。

例) (配点が15点の場合)

	職種	雇用形態	配置人数 (人)	計画時給額 (円)
A	一般事務員	正規職員	1	2,400
B	一般事務員	正規職員	1	1,500
C	受付事務員	パート	3	1,200
D	保育士	パート	2	1,100
E	清掃作業員	契約社員	3	1,010
合計	—	—	10	—

本市で定める基準時給額 (円)	北海道最低賃金 (円)
1,105	1,010※

※北海道の最低賃金は本募集要項の公表時点で時給 1,075 円とする旨の答申がされています。審査は正式な決定後の金額に基づいて行いますので、ご注意ください。

A : 採点結果＝15点×(1人/10人)×((2,400-1,010)円/(1,105-1,010)円) =1.500点
B : 採点結果＝15点×(1人/10人)×((1,500-1,010)円/(1,105-1,010)円) =1.500点
C : 採点結果＝15点×(3人/10人)×((1,200-1,010)円/(1,105-1,010)円) =4.500点
D : 採点結果＝15点×(2人/10人)×((1,100-1,010)円/(1,105-1,010)円) =2.842点
E : 採点結果＝15点×(3人/10人)×((1,010-1,010)円/(1,105-1,010)円) =0.000点
合計点数=10.342点

※点数について、小数点第三位を四捨五入する

ク 第三者への委託の方法は適切か

ケ 利用料金の設定額は適切か。利用料金収入見込みは適切か。

コ その他収支見込(計画)の内容は適切か

(4) その他(15点)

ア 環境への配慮がなされている提案となっているか

イ 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか

ウ 障がい者の積極的な雇用、第三者への委託や物品の調達等における福祉施設の積極的な利用など福祉施策への取組に配慮がなされているか

7 管理の基準

施設の管理の基準は下記のものがあり、これらに従って施設を管理運営してください。詳細は仕様書のとおりとします。

- (1) 開館時間及び休館日
- (2) 施設の利用条件等
- (3) 利用の承認
- (4) 入館の制限等
- (5) 個人情報の保護
- (6) 情報公開
- (7) 札幌市行政手続条例の準用
- (8) 札幌市オンブズマンへの協力
- (9) 暴排条例の適用
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用
- (11) その他

8 業務内容

管理運営団体の行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、仕様書のとおりとします。

- (1) 統括管理業務
- (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
- (3) 事業の計画及び実施に関する業務
- (4) 施設の利用等に関する業務
- (5) 管理運営業務に付随する業務

9 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金について

管理運営団体は、あけぼのアート&コミュニティセンターの利用者（管理運営団体を含む。）が支払う施設の利用料金を自らの収入とすることができます。

ただし、利用料金の設定や改定（利用料金の減額又は免除、還付に関することを含む）に当たっては、札幌市及び周辺類似施設との協議が必要となり、原則として、周辺類似施設よりも低廉な利用料金は設定できません。

- (2) 前受金の引継ぎについて

管理運営期間の満了日後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合は、札幌市に情報提供の上、その利用料金に相当する金額を協定に定めるところにより新たな管理運営団体に引き継ぐこととします。

- (3) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

施設の利用事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、原則、管理運営団体となる団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書（インボイス）の交付及び写しの保存を行うことが必要となります。

（国税庁HP）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

10 管理運営に要する経費

(1) 管理経費の支払について

施設の管理運営に関する一切の費用（管理運営団体の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む）は、利用料金その他の収入をもって充てるものとし、札幌市からの財政支援は行いません。

(2) 修繕・改修等

ア 管理施設の改造、増築等に係る経費などについては、原則として札幌市の負担とし、日常の管理業務で発生する補修等に係る経費などについては、原則として管理運営団体の負担と責任において実施するものとします。（なお、札幌市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。）

イ 修繕等により生じた更新施設等は、すべて札幌市に帰属するものとします。

(3) 備品等

ア 札幌市が備え付ける備品等は、仕様書の別紙で定めるとおりとし、協定に基づき管理運営団体に無償で貸与します。

なお、管理運営団体の責任により滅失し又は毀損した備品等の補充については、管理運営団体が負担することとし、その備品等は札幌市に帰属するものとします。

イ 仕様書の別紙に記載されている備品等以外の物品で、管理運営団体が必要とするものは、管理運営団体の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、管理運営団体に帰属するものとします。

(4) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とします。

イ 管理運営団体の故意又は過失により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、管理運営団体の負担とします。

なお、管理運営団体においては、札幌市が必要と認める損害賠償責任保険等（交差責任担保特約を付加すること）及び火災保険に加入していただきます。

(5) リスク分担について

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		札幌市	管理運営団体
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	税制改正その他の法令改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	協議事項	
	管理業務期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	管理運営団体の管理瑕疵によらない施設・設備の修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	管理運営団体が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	管理運営団体の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合若しくは管理運営団体に瑕疵がない人的理由により損害を与えた場合		○
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、札幌市及び管理運営団体が協議の上、リスク分担を決定する。

(6) 税について

管理運営団体は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、管理運営団体が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。詳しくは、会社等の法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税については中央市税事務所諸税課に、償却資産に係る固定資産税については中央市税事務所固定資産税課にお問合わせください。

なお、国税については税務署に、道税については道税事務所にお問合わせください。

(7) その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

11 管理運営期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）とします。

12 申込方法・スケジュール等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間：令和 7 年 9 月 3 日（水）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 配布時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

なお、募集要項は、札幌市のホームページにも掲載しております。

(<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/akebono/index.html>)

(2) 現地見学会

ア 日時：令和 7 年 9 月 10 日（水） 午前 10 時 00 分から（1 時間程度）

イ 場所：あけぼのアート&コミュニティセンター（札幌市中央区南 11 条西 9 丁目）

※ 参加人数は、各団体で 2 名以内（グループで応募する場合は、各構成団体につき 2 名以内）とします。参加希望者は、事前に団体名及び参加者の氏名を、電子メール又は F A X により、事前に担当課まで連絡してください。

（ア） 現地見学会の参加申込期限：令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 5 時 00 分まで

（イ） 現地見学会の参加申込先：札幌市市民文化局文化部文化振興課

電子メールアドレス：bunka@city.sapporo.jp

※ 件名を「あけぼの現地見学会申込」としてください。

F A X：011-218-5157

(3) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和 7 年 9 月 12 日（金）から令和 7 年 9 月 19 日（金）まで

質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、電子メール又は F A X により、担当課まで送付してください。なお、電話での照会には応じられません。

イ 回答

質問の要旨及び回答は、令和 7 年 9 月 30 日（火）までに、札幌市のホームページ（アドレスは(1)参照）に掲載します。また、当該内容は、令和 7 年 10 月 31 日（金）まで、担当課において閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

(4) 申込み

ア 申込期間：令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

申込書類は、必ず持参により担当課に提出してください。郵送による受付はいたしません。

イ 提出部数：15 部（正本 1 部、写し 14 部）

(5) 募集要項の配布場所・連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌時計台ビル 10 階

札幌市市民文化局文化部文化振興課 担当：村田、小松

Tel 011-211-2261 Fax 011-218-5157

電子メールアドレス：bunka@city.sapporo.jp

(6) その他

- ア 申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く）。
- イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、内容に疑義がある場合は、調査、確認する場合がありますので、協力してください。
- ウ 申込者が本件の応募に関し、あけぼのアート&コミュニティセンター管理運営団体選定委員会の委員その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
- エ 札幌市が管理運営団体の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- オ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- カ 申込書類の著作権は申込者に帰属しますが、札幌市が管理運営団体の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は申込書類の著作権を無償で使用できることとします。
- キ 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ク 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ケ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。

13 管理運営団体候補者の選定及び決定

(1) 選定方法

札幌市が設置するあけぼのアート&コミュニティセンター管理運営団体選定委員会において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める団体を管理運営団体候補者として選定します。選定に当たり、令和7年11月下旬頃までに選定委員会による面接等を予定しています。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和7年12月上旬頃までに申込者全員に文書で通知します。また、令和7年12月上旬頃までに札幌市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

(3) 管理運営団体の決定

管理運営団体候補者として選定された団体は、札幌市における所定の手続きを経て管理運営団体として決定されます。ただし、所定の手続きを経るまでの間に、管理運営団体として決定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、管理運営団体候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、管理運営団体としての決定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(4) 決定の取消し等

管理運営団体が札幌市の指示に従わないとき、その他管理運営団体による管理を継続することが適当でないと認められるときは、決定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、札幌市に生じた損害は、管理運営団体が賠償するものとします。なお、グループで応募した団体が管理運営団体となった場合には、当該損害について、グループ全体として連帯して賠償するものとします。

14 協定の締結

(1) 協定の締結

管理運営団体は、管理に関する細目的事項等を定めるため、札幌市との間で協定を締結することになります。

なお、提案のあった事業の実施及び具体的な業務内容については、協定の協議において定めるものでありますので、留意してください。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 札幌市と締結する公有財産の貸付契約及び公有財産の貸付料に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 決定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 施設・設備・備品等の帰属に関する事項
- ク 市有財産貸付契約の解除に関する事項
- ケ 管理運営団体が管理物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- コ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- サ 情報公開に関する事項（情報公開条例第 22 条の 2 参照）
- シ 行政手続条例の準用に関する事項
- ス 暴力団の排除の推進に関する条例の適用に関する事項
- セ 札幌市オンブズマンへの協力に関する事項
- ソ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- タ 施設内での事故発生時の対応、札幌市への報告等に関する事項
- チ 管理運営団体が札幌市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- ツ リスク分担に関する事項
- テ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備に関する事項
- ト 原状回復及び業務の引継ぎに関する事項
- ナ 協定の改定に関する事項
- ニ 大幅な利益が発生した場合に関する事項
- ヌ あけぼのアート&コミュニティセンターの管理運営に当たり、札幌市、管理運営団体、周辺類似施設及び地域住民により意見交換等を行う地域連絡協議会の設置に関する事項
- ネ 裁判管轄に関する事項
- ノ その他札幌市が必要と認める事項

15 公有財産貸付契約の締結等

(1) 公有財産貸付契約の締結

管理運営団体は、14 に記載した協定を締結するとともに、あけぼのアート&コミュニティセンターの土地及び建物並びに工作物等について、札幌市と公有財産の貸付契約を締結することになります。

(2) 貸付期間

施設の管理運営期間は、11 に記載したとおり、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日

まで（５年間）となっていますが、公有財産の貸付期間は１年以内とし、毎年度、貸付契約を締結・更新することとします。

(3) 貸付料

管理運営団体は、公有財産の貸付契約締結に伴い、公有財産の貸付料を札幌市に対し支払わなければなりません。貸付料の金額は、公有財産貸付契約の締結時に決定します。なお、令和７年度現在の貸付料は、年額 3,168,000 円となっています。収支計画を作成する際は、この額で計上してください。

また、施設に自動販売機を設置する場合は、前記の公有財産の貸付料とは別に算定した金額を合算し、札幌市に支払うものとします。貸付料の金額は、公有財産貸付契約の締結時に決定します。なお、令和７年度現在は２台設置しており、貸付料は自動販売機１台につき、年額 17,160 円となっています。収支計画を作成する際は、この額で計上してください。

公有財産の貸付契約に当たって、敷金は徴収しないものとします。

札幌市は、物件の価格が著しく変動したとき、その他正当な理由があると認めるときは、公有財産貸付契約期間の中途であっても、貸付料を改定することができることとします。

(4) 契約の解除

札幌市は、公用又は公共用に供するため必要となったとき、第三者に譲渡する等の事由により必要となったとき、管理運営団体が契約内容に違反したとき、募集要項に定めた申込資格を失ったとき又は管理運営団体による管理を継続することが適当でないと認められるとき若しくは施設の損壊等により活用が困難になったときなどは、公有財産貸付契約を含むすべての契約等を解除できるものとします。

なお、上記の公用又は公共用に供するため必要となったとき又は第三者に譲渡する等の事由により必要となったとき以外の契約等の解除に伴って管理運営団体に生じる損害の賠償等に関する請求は、一切できないものとします。

(5) 返還時の原状回復

管理運営団体は、管理運営期間が満了したとき又は公有財産の貸付契約を解除されたときは、原則として、借り受けた施設を借り受ける前の状態に復元し、札幌市に返還することとします。

16 参考 管理業務の計画書等を作成するに当たり参考になると思われる事項

本項に掲載した事項は、あくまで参考として掲載するものであり、申込団体の提案内容を限定したり、この内容の実施を義務付けしたりするものではありません。

申込団体においては、自由な発想で事業等を企画・立案し、提案してください。

(1) 管理運営の基本理念に関する事業のイメージ

「曙小学校跡地活用検討会議」が基本理念をまとめた際に示された「事業のイメージ」は、次のとおりです。

ア 地域の子どもの心を育てる居場所づくり

(ア) 子どもの居場所づくり

学校から帰ってきた子どもたちが家にカバンを置いた後、もう一度みんなで集まることのできる場所として、いろいろな形で子どもが時間をすごせる空間やしくみを作っていく。また、子ども同士だけではなく、地域の行事などを通して子どもと地域の大人がふれあえるよう多くの機会をつくっていく。

(イ) 子どもの地域教育力を高める場づくり

子どもの教育について、全てを学校だけに任せるのではなく地域ぐるみの取り組みとして、地域との関わりを大切にした学習プログラムの実施や、地域の人材を活用しながらそれぞれの特技を活かした日替わり講座などを開いていく。

イ 地域の高齢者の健康、生きがいを育む場づくり

生き生きとした地域づくりには、お年寄りが健康でいることが大事であり、地域で長年行っている健康づくり教室をはじめとして、多くの人が参加できるような健康づくりの活動を進めていく。

ウ 地域の気軽な出会い、交流の場づくり

行事があったときだけ来るということではなく、常日頃から地域の子どもからお年寄りまでが気軽に来てすごせる場をつくっていく。また、子ども、大人、お年寄りという三世代が一緒にすごしたり、料理や昔の遊びなどをお互いに教えあうなどの交流やふれあいを生み出していく。

エ 広く開かれた活動、発表の場づくり

演劇、音楽、美術などの芸術や文化活動の場づくりを進めていくと同時に、音楽活動をしている人が地域向けの音楽会を企画運営するなど、地域の外の活動と地域との交流やつながりをつくっていく。また、その延長線上として、発表の場を設け、自分を表現する自己実現の場や各団体の活動を地域に披露するような場として活用していく。

オ 地域の歴史、学校の歴史を継承する場づくり

床板や教室を残して活用するなど、学校としての歴史を後世に伝えていく。また、この地域の古い町並みや個人商店とのふれあいといった下町的な魅力を大切にして、曙の持つ古いまちの魅力を広く伝えていく。

カ 災害時のよりどころとなる防災の拠点づくり

この学校のグラウンドのように何もない空間の意味が大きく、災害時には、避難場所としての機能に加え、災害時の食料や防災器具を備える地域のよりどころとしていく。

(2) 施設利用条件等の設定に関する参考資料

仕様書第4-3-(2)により施設の利用条件等を設定する際には、札幌市が設置する公の施設である、各区の区民センター、コミュニティセンター及び地区センターに係る例規、要領、基準等を参考にしてください。

(3) 施設の利用促進に関する検討資料

施設の利用促進策の検討資料として、札幌市が設置した「コミュニティ施設利用促進検討懇談会」が平成21年2月にまとめた「コミュニティ施設のあり方と利用促進に関する意見書」があります。

あけぼのアート&コミュニティセンターの管理運営業務には直接あてはまらない部分もありますが、必要に応じて参考にしてください。

17 参考資料

- (1) 札幌市文化芸術基本条例（平成 29 年条例第 39 号）（資料 1）
- (2) 札幌市生活環境の確保に関する条例（平成 14 年条例第 5 号）（資料 2）
- (3) 札幌市区民センター条例（昭和 48 年条例第 49 号）（資料 3）
- (4) 札幌市区民センター条例施行規則（昭和 49 年規則第 2 号）（資料 4）
- (5) 札幌市区民センター等使用承認取扱要領（平成元年 3 月 28 日市民局長決裁）（資料 5）
- (6) 札幌市区民センター等の使用許可に係る審査基準（資料 6）
- (7) 札幌市区民センター等ロビー使用基準（平成 11 年 5 月 1 日地域振興部長決裁）（資料 7）
- (8) コミュニティ施設のあり方と利用促進に関する意見書（抜粋）（資料 8）
- (9) 札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）（資料 9）
- (10) 札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）（資料 10）
- (11) 札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）（資料 11）
- (12) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）（資料 12）
- (13) 暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル（資料 13）
- (14) 環境方針、札幌市環境マネジメントシステム実施要綱及び札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル（資料 14）
- (15) 「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）（資料 15）
- (16) 「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）（資料 16）
- (17) あけぼのアート&コミュニティセンター管理運営団体選定委員会委員名簿（資料 17）
- (18) 支出が予想される管理運営経費、施設の利用実績等（資料 18）